

# 公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群，ずわいがに太平洋北部系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので，同条第4項の規定に基づき，次のとおり公表する。

令和4年6月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 第1 まさば及びごまさば太平洋系群（令和4年7月～令和5年6月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分      | 配分数量 |
|-------------|------|
| まさば及びごまさば漁業 | 現行水準 |

## 第2 ずわいがに太平洋北部系群（令和4年7月～令和5年6月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分  | 配分数量 |
|---------|------|
| ずわいがに漁業 | 現行水準 |